

岩手県告示第504号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和8年9月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 居宅療養管理指導

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
株式会社みどり薬局	奥州市水沢字柳町16番地 2	奥州市水沢西町 5 番 22号	みどり薬局寺小路店	奥州市水沢字寺小路26番地 1	令和 8 年 4 月 1 日
株式会社みどり薬局	奥州市水沢字柳町16番地 2	奥州市水沢西町 5 番 22号	みどり薬局西町店	奥州市水沢西町 5 番22号	〃
株式会社みどり薬局	奥州市水沢字柳町16番地 2	奥州市水沢西町 5 番 22号	みどり薬局不断町店	奥州市水沢字多賀47番地	〃
株式会社みどり薬局	奥州市水沢字柳町16番地 2	奥州市水沢西町 5 番 22号	みどり薬局公園通り店	奥州市水沢西上野町 4 番 4 号	〃

2 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者			介護予防事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
株式会社みどり薬局	奥州市水沢字柳町16番地2	奥州市水沢西町5番22号	みどり薬局寺小路店	奥州市水沢字寺小路26番地1	令和8年4月1日
株式会社みどり薬局	奥州市水沢字柳町16番地2	奥州市水沢西町5番22号	みどり薬局西町店	奥州市水沢西町5番22号	〃
株式会社みどり薬局	奥州市水沢字柳町16番地2	奥州市水沢西町5番22号	みどり薬局不断町店	奥州市水沢字多賀47番地	〃
株式会社みどり薬局	奥州市水沢字柳町16番地2	奥州市水沢西町5番22号	みどり薬局公園通り店	奥州市水沢西上野町4番4号	〃